鳥取市まちなか居住体験事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第1項に基づき認定され、現に計画期間内にある鳥取市中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地の区域 (以下「中心市街地」という。)への若年層の転入を促進するため、転入希望者が日常生活を体験するために居住する住宅を提供する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 転入希望者 現に本市以外の区域に住所を有し、中心市街地に転入する希望がある者をいう。
 - (2) 施設 日常生活を営むための家具、電化製品等の家財道具を備えた住宅及びその付帯施設並びに これらの敷地をいう。

(施設)

第3条 施設は、次のとおりとし、市が委託した者(以下「受託者」という。)が設置及び運営を行う。

名称	位置
まちなか居住体験施設	鳥取市元魚町一丁目209

(利用対象者)

- 第4条 施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者(鳥取市暴力団排除条例(平成24年鳥取市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でない者に限る。)並びにその家族及びグループとする。
 - (1) 中心市街地への転入希望者のうち、鳥取市外在住で、利用申請の日における年齢が45歳未満の者
 - (2) その他市長が特に必要と認める者 (利用期間)
- 第5条 施設の利用期間は、30日以内とする。

(利用申込み)

- 第6条 施設を利用しようとする転入希望者(以下「利用希望者」という。)は、あらかじめ、施設の利用について、市に予約をしなければならない。
- 2 利用希望者は、施設を利用する日の7日前までに、鳥取市まちなか居住体験施設利用申込書(様式 第1号。以下「申込書」という。)に本人確認ができる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (利用決定)
- 第7条 市長は、前条第2項の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利用を決定し、その旨を鳥取市まちなか居住体験施設利用決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。この場合において、市長は、施設の管理運営上必要と認める場合は、その利用について条件を付すことができる。
- 2 市長は、申込書に記載された対象者の中に暴力団員等が含まれるとき、又は鳥取市暴力団排除条例 第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認めるときその他施設の管理上支障があると認める

ときは、利用の決定を行わない。

(体験料等)

- 第8条 施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、当該施設の利用の前日までに体験料を受託者 に支払わなければならない。
- 2 前項の体験料の額は、別表のとおりとする。
- 3 既納の体験料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付 することができる。

(利用者の遵守事項)

- 第9条 利用者は、施設の利用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 申込書に記載した利用者以外の者に利用させないこと。
 - (2) 外出及び就寝するときに施錠する等施設を善良に管理すること。
 - (3) 施設の鍵を紛失したときは、速やかに受託者にその旨を報告すること。
 - (4) 火気の取扱いに注意するとともに、厳寒期には、水道の凍結防止に配慮すること。
 - (5) 備え付けの備品等を適切に取り扱うこと。
 - (6) ごみは、市の定めに従い、適切に排出すること。
 - (7) 退去する際は、速やかに施設の鍵を受託者に返却すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の利用に関し、市長が必要と認めること。

(行為の制限)

- 第10条 施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別の理由がある と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行う会場として使用すること。
 - (2) 興行の用に供するために使用すること。
 - (3) 文書・図画、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
 - (4) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為を行う会場として使用すること。
 - (5) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (6) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその利用の権利を譲渡すること。
 - (7) 動物の飼育をすること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。

(利用決定の取消し)

- 第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の規定による利用決定を取り消すことができる。
 - (1) 利用決定後に第7条第2項に掲げる事由に該当することが明らかとなったとき。
 - (2) 第8条第1項の体験料を納期限までに納付しないとき。
 - (3) 第9条又は前条の規定に違反する行為があったとき。

(明渡し)

- 第12条 利用者は、利用期間が満了したとき、又は利用決定を取り消されたときは、直ちに施設を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた施設の損耗を除き、施設を原状回復しなければならない。
- 2 利用者は、前項の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、受託者の指示に従わなければならない。

(立入り)

- 第13条 市長又は受託者は、施設の防火、構造の保全その他の施設の管理上特に必要があるときは、 利用者の承諾がなくても施設内に立ち入ることができるものとする。
- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することができない。 (損害賠償)
- 第14条 利用者が故意若しくは過失により施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、市長又は受託者が特に認めた場合はこの限りでない。

(事故免責)

第15条 市は、施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、施設で発生した事故の責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

期間	金額	備考
初日から5日目まで	10,000円/期間	消費税及び地方消費税を含む。
6 日目以降	2,000円/日	

【備考】

- 1 体験料には、光熱水費(電気料、上下水道使用料及びガス代をいう。)、放送受信料及びインターネット使用料(以下「光熱水費等」という。)を含む。
- 2 施設の利用に際し、前項の光熱水費等以外に要した飲食費、交通費等の費用は、利用者の負担とする。